

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))
(説明書 (個別事項) を兼ねる)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本公示は説明書 (個別事項) を兼ねています。

また、本役務は、参加表明書及び技術提案書の同時提出を求める方式です。

本公示に基づく技術提案の招請については、関係法令に定めるもののほか、説明書 (共通事項) 【簡易公募型 (拡大型) プロポーザル方式】 (令和 5 年 7 月 3 日時点) 及び本公示 (説明書 (個別事項)) によるものとします。

令和 5 年 7 月 20 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明

1 役務の概要

(1) 役務件名 建設発生土受入地の管理方法標準化に関する検討 R 5
(電子入札対象案件)

(2) 役務の目的

本役務は、建設発生土受入地における土工施設の標準仕様及び要求性能を定めるための概略検討を目的とする。

(3) 役務内容

建設発生土受入地における土工施設の基準類に関する資料収集及び収集した基準類を項目ごとに整理と標準仕様および要求性能を定めるための概略検討を実施するものである。

項目	作業内容	単位	数量
基準類に関する資料収集	土工施設に関する資料収集	式	1
土工施設の基準類整理	整理項目に沿った資料整理	式	1
標準仕様の検討のための試設計	各ケースにおける盛土の試設計	式	1

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から 5 箇月間

(5) 本役務は、資料の提出及び見積等を電子入札システムにより実施する対象役務である。

2 担当支社等

〒060-0002 札幌市中央区北二条西一丁目 1 番地 (マルイト札幌ビル 6 階)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

3 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

(1) 基本的要件

説明書（共通事項）3 (1)に定めるもののほか、以下による。

ア 単体有資格者

(ア) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格認定を受けていること。

(イ) 当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(ロ) 業種区分「土木設計調査」における令和4年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

イ 設計共同体

本役務は設計共同体による参加を認めない。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種役務」について平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種役務：国、特殊法人等、地方公共団体が発注した盛土安定計算を含む設計業務

4 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

主任技術者：①技術士（建設部門（土質及び基礎）又は総合管理部門（建設（土質及び基礎））又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（地盤・基礎）又は上級土木技術者（地盤・基礎））

②鉄道設計技士（鉄道土木）、RCCM（土質及び基礎）又は土木学会認定土木技術者（1級土木技術者（地盤・基礎））

なお、本役務は照査技術者の配置を求めない。

(2) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、3 (2)に示される「同種役務」について、平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点があ

る場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)において、1 件以上の経験を有さなければならない。

(3) 担当技術者に必要とされる役務の経験

本役務は、担当技術者の配置を求めない。

(4) 手持ち業務量

主任技術者：本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

なお、手持ち業務は、説明書（共通事項）のほか、以下による。

ア 主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添－1（様式－1～5、A4 判）に示されるとおりとする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成 25 年度以降の役務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種役務」の実績について記載する。 ・記載する役務は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・記載する役務件数は、1 件とする。 ・記載様式は様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
配置予定主任技術者の経歴等	・配置予定の主任技術者について、経歴等を記載する。 ・同種役務の経験は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務を対象とし、記載する件数は、1 件とする。 ・平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した 3 (1) ア (ウ) に記載の業種区分における当機構発注の役務の件名及び作業成績を記載する。 ・手持ち業務は本件の公示日現在、当機構以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。 ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、業務名の先頭に「低」を付して記載するものとする。

	・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。 ・記載様式は、様式－３を用いることとする。
配置予定主任技術者の平成 25 年度以降の役務の経験	・配置予定の主任技術者が過去に従事した「同種役務」の経験について記載する。 ・記載する役務は、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した役務経験を記載する場合は、当該役務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験 1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載する。
役務実施体制	・役務の分担について記載する。 ・他の企業等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。 ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。 また、役務の分担構成が不明確又は不自然な場合は、技術提案書の特定候補者として選定しない。 ・記載様式は様式－５とする。

6 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

本プロポーザルへの参加希望者は、次に従い、参加表明書及び技術提案書を同時に提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書及び技術提案書を提出した者の中から技術提案書の特定候補者を選定し、選定通知書をもって通知する。

選定通知の日は、表－１⑥のとおり。

参加表明書は、技術提案書とあわせて電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書及び技術提案書の容量の合計が 10MB を超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出先へ郵送等し、提出書類通知書（様式 10）のみ電子入札システムにより送信すること。

(1) 受付期間 表－１②のとおり。

- (2) 提出先 2に同じ。

7 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問書の受付期間及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

ア 受付期間 表－1④のとおり。

イ 提出先 2に同じ。

- (2) 質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 表－1⑤のとおり。

イ 閲覧場所 2に同じ。

8 技術提案書に代わる書面の提出について

特定候補者として選定通知を受けた者は、次に従い「技術提案書の提出について」（様式 11）を提出すること。

ア 提出期限 選定通知を受領した日から5日後の16時。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること（契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出不要）。

9 非選定理由に関する事項

- (1) 非選定理由の説明要求提出期限及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

ア 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して5日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）後の16時（持参する場合は、上記期間の休日を除く10時から16時まで。）。

イ 提出先 2に同じ。

- (2) 非選定理由の説明要求に対する回答は、提出期限の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添－2（様式－6～9）に示されるとおりとする。

- (2) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
役務実施体制	・ 配置予定の主任技術者を記載する。 ・ 記載様式は様式－7とする。

役務への取組姿勢	・役務への取組姿勢を問うために、本役務の特徴等を踏まえた役務実施の着眼点や実施方針を簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－８を用い、１枚以内に記載する。 ・取組姿勢に関しては、ヒアリングを実施して評価する。
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況	・ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における認定の有無について記載する。 ・記載様式は様式－９とする。
参考見積（概算）	・役務への取組姿勢を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。 ・参考見積（概算）は、(3)で提示する役務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に記載する。

(3) 役務量の目安

本役務の参考役務規模は、900 万円程度(税込)を想定している。

11 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
			判断基準	
技術者評価（提出書類）	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門（土質及び基礎）又は総合管理部門（建設（土質及び基礎））又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（地盤・基礎）又は上級土木技術者（地盤・基礎））の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する。 ②鉄道設計技士（鉄道土木）、R C C M（土質及び基礎）又は土木学会認定土木技術者（１級土木技術者（地盤・基礎））の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	10.0

	専門技術力	役務執行技術力	平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の内容	下記の順位で評価する。 ①主任技術者として同種役務の経験がある。 ②同種役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	10.0
			平成 30 年度から令和 4 年度までに担当した 3 (1) ア(ウ)に記載の業種区分における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が 73 点以上のものを優位に評価する。 なお、500 万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。	5.0
			当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ①当該部門従事期間が 13 年以上。 ②当該部門従事期間が 8 年以上。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	5.0
	専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務の金額及び件数（特定後未契約のものを含む。なお、照査技術者としての手持ち業務は除く。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円以上又は件数が 10 件以上の場合は特定しない。 ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがあれば、契約金額の合計が 2.5 億円以上又は件数が 5 件以上の場合は特定しない。	—
技術者評価（ヒアリング）	専門技術力		専門技術力の確認	経験として挙げた役務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10.0
	取組姿勢		役務への取組意欲	提案に対する補足説明が明確で、役務に対する質問もあり、取組意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	20.0
	コミュニケーション力		質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	10.0
その他			ワーク・ライフ・バランス関連認定の取得状況	下記のいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・次世代法に基づく認定※2 ・若者雇用促進法に基づく認定※3	3.0

		なお、上記に該当しない場合は加点しない。	
参考見積	役務コストの妥当性	提示した役務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	—

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

- (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。

12 ヒアリング

- (1) 以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施方法：対面又はWEB。

イ 実施場所：当機構北海道新幹線建設局 6階 会議室（対面の場合）。

ウ 実施期間：表-1⑦のとおり。

エ ヒアリングの日時は、協議のうえ決定する。

オ 出席者：主任技術者

- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

ア 主任技術者の経歴について

イ 主任技術者の役務経験について

ウ 取組姿勢（役務の着眼点、実施方針）について

- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

13 非特定理由に関する事項

- (1) 非特定理由の説明要求提出期限及び提出先は、以下のとおり。

ア 提出期限 非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）
後の16時。

イ 提出先 2に同じ。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

14 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 出来形払 無

15 当該役務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該役務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 再苦情申立てに関する事項

- (1) 非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由又は非特定理由の説明に係る回答を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に書面により、契約担当役に対して再苦情を申立てることができる。

なお、当該再苦情申立てについては、当機構北海道新幹線建設局入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 受付窓口 2に同じ。
- (3) 受付時間 休日を除く毎日、10時から16時まで。
- (4) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 2に同じ。

17 関連情報を入手するための照会窓口

2に同じ。

18 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は、契約金額5億円かつ手持ち件数10件（公示日現在の本案件を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額2.5億円かつ手持ち件数5件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

表－１ 本手続きに係る期間等

①参加表明書様式、技術提案書様式及び別冊資料及び別冊資料の交付期間	令和５年７月２０日（木）から令和５年８月９日（水）まで。
②参加表明書及び技術提案書等の受付期間	令和５年７月２０日（木）から令和５年８月９日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
③紙入札方式参加承諾願の受付期間	②に同じ
④説明書等の内容についての質問受付期間	令和５年７月２１日（金）から令和５年８月１日（火）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
⑤説明書等の内容の質問への回答閲覧期間	令和５年８月４日（金）から令和５年８月９日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
⑥選定・非選定通知期限	令和５年８月３０日（水）
⑦ヒアリングの実施期間	令和５年８月３１日（木）から令和５年９月４日（月）までの休日を除くいずれかの日。

別添－１
(様式－１)

年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 殿

提出者	住 所			
	電話番号			
	会 社 名			
代 表 者	役職名	氏 名		印

参 加 表 明 書

役 務 件 名 建設発生土受入地の管理方法標準化に関する検討R 5

履 行 期 間 契約締結日の翌日から5箇月間

標記役務の技術提案書の提出を求める者の選定に参加を希望しますので、技術資料を提出します。

作成者	担当部署
	氏 名
	電話番号
	E-mail

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
連絡先１：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (代表)
連絡先２：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (〇〇課)

(注)「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること(個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可)。なお、電子入札システムにより提出する場合は、押印及び「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載は不要。

(様式－２)

・ 企業の平成 25 年度以降の役務の実績

会社名：

役 務 分 類	同種
件 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発 注 機 関 名 住 所 電 話	
役 務 の 概 要	
技 術 的 特 徴	

注 1：記載した役務の実績を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 2：記載した役務の実績が当機構の実績の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

(様式－３)

・配置予定主任技術者の経歴等

①	ふりがな 氏 名	②生年月日			
③所属・役職					
④保有資格					
〇〇〇 (部門： 分野：)・登録番号： ・取得年月日					
〇〇〇 (部門：)・登録番号： ・取得年月日					
その他 (名称：)・登録番号： ・取得年月日					
⑤同種役務の経歴					
件 名		役 務 概 要		発注機関	履行期間
〇〇〇〇 【テクリス登録番号】		(技術者として従事)			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)
⑥手持ち業務の状況 (令和 5 年 7 月 20 日現在、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務)					
件 名	発注機関	履行期間	当該年度分の月 数計算式(A)	契約金額(B)	当該年度分相当 額(A×B)
		年 月 日 ～ 年 月 日	○ヶ月 (R5 年度の 履行月数※) ／ ■ヶ月 (履行期間 全体の月数※)	契約金額 円	 円
手持ち業務件数の合計				件	
当該年度分の契約金額の合計				円	
⑦平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した当機構発注の業種区分「土木設計調査」の経験 (500 万円以上のものに限る。)					
件 名				作業成績 (点)	
⑧従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)					
1)	年	月	～	年	月 (年 ヶ月)
2)	年	月	～	年	月 (年 ヶ月)
3)	年	月	～	年	月 (年 ヶ月)
				累 計	(年 ヶ月)

※履行期間の月数は 1 日でも含まれている場合 1 ヶ月になります (例：履行期間が 5 月 1 日～12 月 1 日の場合、12 月 1 日も 1 ヶ月とカウントし、履行月数は 8 ヶ月になります。)

注 1：表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

注 2：表中⑤に記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること (テクリス登録番号を記載すること)。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類 (契約書、業務計画書、仕様書、業

務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。

注3:表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

注4:表中⑥には以下のとおり記載すること。

- ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」と記載すること。
- ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、業務名の後に「特定済」と明記し参考見積を記載すること。
- ・複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ・当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)を記載し、出資比率が確認できる書類を添付すること。

注5:表中⑦に記載した役務の作業成績評定通知書の写し及びテクリス完了時登録内容確認書(テクリスに登録されている場合に限る。)の写しを添付すること。

(様式－４)

- ・配置予定技術者の平成 25 年度以降の役務の経験

主任技術者（氏名）

役 務 分 類	同種
件 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発 注 機 関 名 住 所 T E L	
役 務 の 概 要	
役 務 の 技 術 的 特 徴	
当該技術者の役務担当 の内容	

注1：様式－3の⑤に記載した役務の経験の詳細を記載すること（図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験1件につきA4判1枚以内に記載すること。）。

注2：役務の概要及び役務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

(様式－５)

・ 役務実施体制

分担役務の内容	備 考

注１：役務の分担について記載するものとする。（役務の分担を行わない場合は記載する必要はない。）

注２：他の建設コンサルタント等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。

別添－ 2
(様式－ 6)

年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 殿

提出者 住 所
電話番号
会社名
代表者

印

技 術 提 案 書

役 務 件 名 建設発生土受入地の管理方法標準化に関する検討 R 5

履 行 期 間 契約締結日の翌日から 5 箇月間

標記役務について、技術提案書を提出します。

作成者 担当部署
氏 名
電話番号
E-mail

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
連絡先 1 ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (代表)
連絡先 2 ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (〇〇課)

(注)「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること(個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可)。なお、電子入札システムにより提出する場合は、押印及び「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載は不要。

(様式－ 7)

・ 役務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担役務の分野
主任技術者			

注 1：氏名にはふりがなをふること。

注 2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(様式－８)

役務への取組姿勢

役務着眼点：実施方針などの取組姿勢

注：本様式に申請者名を記載しないこと。

(様式－ 9)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ 該当する場合、該当することを証明する書類（認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し。外国法人の場合は内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

	該当の有無 (該当する方に○)
以下の 1 ～ 3 のいずれかに該当する	
以下の 1 ～ 3 のいずれにも該当しない	

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

次のいずれかに該当すること。

- ・プラチナえるぼしの認定を取得している。
- ・えるぼし 3 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
- ・えるぼし 2 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
- ・えるぼし 1 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
- ・一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

次のいずれかに該当すること。

- ・「トライくるみん認定」を取得している。
- ・「くるみん認定」を取得している。
- ・「プラチナくるみん認定」を取得している。

3. 若者雇用促進法に基づく認定

- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

(様式－10)【参加表明書及び技術提案書を電子入札システムで提出する場合、本紙は提出不要】

年 月 日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

北海道新幹線建設局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

提 出 書 類 通 知 書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

- 1 役務件名 建設発生土受入地の管理方法標準化に関する検討R 5
- 2 提出書類目録
- 3 提出書類ページ数 ページ
- 4 提出方法 持参 郵送 託送 電子メール (いずれかに○をつける)
- 5 発送年月日 (持参予定年月日) 年 月 日

(様式－11)

技術提案書の提出について

役務件名 建設発生土受入地の管理方法標準化に関する検討R 5

本件の技術提案書は、参加表明書提出時に提出済みです。

年 月 日

(社名)

【注意事項】

- ・ 本様式への押印は不要です。
- ・ 本様式は電子入札上の手続を進めるために便宜上必要なものですので、選定通知を受けた後、電子入札システムの技術提案書の登録機能により提出してください。